

2025年7月7日

(株) MIRIVE 会員様へ

(株)MIRIVE 事務局

「軽自動車所有者承諾書」廃止に伴う対応について

7月1日より全軽自協（一般社団法人全国軽自動車協会連合会）の流通確認制度のシステム化に伴い、軽自動車（届出車）の所有権解除手続きが変更となりました。

これまで発行されていた「所有者承諾書」が廃止され、全軽自協が提供している「流通確認業務システム」での電子確認の処理に移行されました。

それに伴い7月1日以降「全軽自協の窓口で所有者の承諾が確認できず登録ができない」事象が発生しております。

大変ご迷惑をおかけしますが、全軽自協の窓口にて所有者の承諾が確認できない場合、MIRIVEへご連絡いただけるようお願いいたします。

全軽自協から「所有者への連絡のお願い」を手渡され、所有者への連絡を促された場合でもMIRIVEの規約に定める禁止事項の「名義人への直接連絡」に該当する恐れがあるため、所有者への連絡をしないようお願いいたします。

ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なおご不明な点はMIRIVE埼玉・大阪・愛知各会場の書類課へ問い合わせをお願いいたします。

問い合わせ先

埼玉会場 048-583-7811

大阪会場 072-330-2200

愛知会場 0567-31-6151